○農林水産省令第三十六号

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十八条第二項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（動物医薬品検査所の位置） **第百二十九条**　動物医薬品検査所は、茨城県に置く。	（動物医薬品検査所の位置） **第百二十九条**　動物医薬品検査所は、東京都に置く。

附　則

この省令は、令和七年九月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月四日

会計検査院長　原田　祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人情報処理推進機構の項を次のように改める。

独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十六条第一項	同法第五十一条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第八条第一項本文

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第七百八十一号

次に掲げる登録運搬方法確認機関から放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定による登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号の規定に基づき公示する。

令和七年八月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　平成十七年九月十二日

二　登録番号　登録運搬方法確認機関第一号

三　登録運搬方法確認機関の氏名又は名称　公益財団法人原子力安全技術センター

四　登録運搬方法確認機関の住所　東京都品川区東大井二丁目一三番八号

五　運搬方法確認業務の内容　放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項に定める運搬方法確認に関する業務

六　運搬方法確認業務を行う事業所の名称　公益財団法人原子力安全技術センター

七　運搬方法確認業務を行う事業所の所在地　東京都品川区東大井二丁目一三番八号

八　運搬方法確認業務の開始の日　平成十七年九月十六日

九　登録事項の変更の日　令和七年七月二十二日

その他告示

○法務省告示第百十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年八月四日

法務大臣　鈴木　馨祐

横浜地方法務局所属

秋元　豊

○農林水産省告示第千百七十八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

令和七年八月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一～四　（略） 五　冬春きゅうり	一～四　（略） 五　冬春きゅうり

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
佐城杵藤	佐賀県佐賀市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市及び杵島郡
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
佐城	佐賀県佐賀市及び小城市
（略）	（略）
杵藤	佐賀県武雄市、鹿島市、嬉野市及び杵島郡
（略）	（略）